



第2回

ESG ファイナンス・アワード・ジャパン

投資家部門

間接金融部門

資金調達者部門

金融サービス部門

募集要項

2020年10月

環境省

目次

1. 趣旨・目的	3
2. 部門概要及び部門別の審査基準	4
①投資家部門	6
②間接金融部門	8
③資金調達者部門	10
④金融サービス部門	11
3. 賞の種類と選定方法	14
4. 結果発表・表彰式	15
5. 募集期間・応募方法	16

1. 趣旨・目的

新型コロナウィルス感染症は、人々の生活や経済活動において、持続可能な社会が基盤であることを改めて再認識させる出来事となり、持続可能な社会の実現に向けた取組を加速させる契機となりつつあります。特に、気候変動やそれに伴う異常気象の激甚化、生物多様性の損失などは、将来的に持続可能な社会の実現に向けて対処が必要な課題として認知されています。

気候変動に対して、平均気温を産業革命前と比較して 2°C未満に抑制することを定めたパリ協定の実現に向けて、脱炭素社会、持続可能な社会の実現に向けた動きが世界的に加速しています。特に金融業界においては、気候関連リスク等を含む ESG 要素を考慮した投融資がスタンダードになりつつあり、ESG 金融が拡大しております。我が国においても、この世界的な動きに遅れを取ることなく、ESG 金融を拡大させることが必要です。

そこで環境省では、脱炭素社会、持続可能な社会への移行に向けて、環境・社会にインパクトを与える、また、化石燃料からの転換など持続可能なビジネスモデルへの移行に寄与しうる取組を行っている機関投資家、金融機関、金融サービス事業者、企業等について、その先進的な取組等を表彰し、広く社会で共有し、ESG 金融の普及・拡大につなげることを目的として、環境大臣が表彰する第 2 回 ESG ファイナンス・アワード・ジャパン（以下、「本アワード」という。）を実施いたします。

2. 部門概要及び部門別の審査基準

(1) 部門構成

ESG ファイナンス・アワード・ジャパンでは、ESG 金融に関する取組を積極的に行う企業及び金融機関を幅広く表彰するために、投資家部門、間接金融部門、資金調達者部門、金融サービス部門の 4 部門を設定しました。また、各部門において、求められる役割ごとにサブ部門を設定しています。

表 1 部門概要

部門名	サブ部門	表彰すべき内容概要
投資家部門	アセットオーナー部門	自らの理念、行動原則を踏まえ、投資サイクル全体で ESG 投資を推進し、環境・社会に対してインパクトを与えると想定される取組
	アセットマネージャー部門	資産運用・エンゲージメントにおいて ESG 要素を考慮するとともに、インパクトの創出を意図し、実際に環境・社会に対してインパクトを与えていたる取組
間接金融部門	総合部門	ESG 要素を考慮した取組を通じて、特定の地域に限定されない社会課題の解決に向けて、取引先等による持続可能なビジネスモデルへの移行・構築をサポートする取組
	地域部門	地域循環共生圏（ローカル SDGs）の構築に資する、ESG 要素を考慮した地域金融機関の取組
資金調達者部門	資金調達者部門	インパクトの創出を目的とした取組の資金調達において、ESG 関連の債券や融資を活用し、関連市場の拡大に貢献している事例や資金調達者の取組
金融サービス部門	証券部門	ESG 投資の拡大に貢献する債券等の発行支援（引受）や金融商品の販売により、環境・社会への多くのインパクトを創出すると期待される事業及び企業への資金供給を促進した取組
	保険部門	顧客の ESG 要素を考慮した取組を促進するための保険商品・サービスの提供及び関連する取組
	評価・情報サービス部門	ESG 金融に関する情報提供により、市場における情報の非対称性の緩和に寄与するとともに、ESG 投資の拡大に寄与している取組

(2) 審査項目

本アワードでは、環境・社会へのインパクトを創出するような ESG 金融の取組の拡大・普及を促進するとの観点から以下の 5 項目を共通の審査項目として設定し、サブ部門ごとに求められる役割を踏まえ審査基準を策定しています。

※本アワードでは、E（環境）S（社会）G（ガバナンス）のうち、E（環境）が含まれている内容であることが必須ではありますが、S（社会）が中心の内容であっても申請対象とします。

表 2 審査項目

審査項目	概要
目標・戦略・フレームワーク	<ul style="list-style-type: none">事業や取組、プロジェクトが、ESG 金融の拡大や環境・社会に対してポジティブなインパクトを与えることを意図してはじめられており、そのための体制構築や実施プロセスが取られている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">実施プロセスでは、その実施事項や評価に関する情報が適切に説明・開示され、必要に応じて第三者機関等からの認証を受けるなど透明性が担保されている。
実績	<ul style="list-style-type: none">ESG 金融に関連する取組数、投融資金額、投融資割合等が他者等と比較して多い。
インパクト（※）	<ul style="list-style-type: none">環境に対してポジティブなインパクトを与えると想定されているとともに、他の環境に関する事項や社会に対して、大きな悪影響を及ぼしていないこと。また、そのインパクトに対しての評価を行っている。また、そのインパクトは、資金供給が行われなければ発生しないものであり、資金供給が行われたことで発生している。（追加性）
新規性・波及性	<ul style="list-style-type: none">実施プロセス等において、新規性があり、他の取組と比較して利点がある。従来の課題を克服しており、裾野の拡大に寄与している。（チャレンジ性）

※インパクトについては、環境省が 2020 年 7 月に取りまとめました「インパクトファイナンスの基本的な考え方」をご参考ください。

（インパクトファイナンスの基本的な考え方：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf>）

(3) 各部門概要及び審査基準

①投資家部門

○概要

- ・ 投資家部門では、ESG 要素に考慮した投資（ESG 投資※）を積極的に行っている機関・団体の取組を表彰します。
※ESG 投資の対象は、すべてのアセットクラスを対象とします。
- ・ サブ部門として、「アセットオーナー部門」と「アセットマネージャー部門」を設置し、役割に応じた審査基準に基づき、受賞企業の選定を行います。なお、サブ部門については、申請者自らが選択できます。

①- 1. アセットオーナー部門

○概要

- ・ 自らの理念、行動原則を踏まえ、投資サイクル全体で ESG 投資を推進し、環境・社会に対してインパクトを与えると想定される取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 締切日から 2 年前までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで 2 年以上前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、2 年以上前に定めた内容も対象となります。透明性、実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は締切日から 2 年前までに実施された取組が対象となります。)

○想定申請者：アセットオーナー（公的年金、企業年金、生命保険会社、損害保険会社等）

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目】	✓ 自らの理念、ESG 要素（「E」を含むことが必須）を考慮した行動原則を踏まえた投資戦略を策定し、投資方針に反映をしている。また、それらを踏まえ、資産配分や資産運用会社の選定、モニタリングを実施。また、資産運用会社のエンゲージメントの質を担保するための仕組みを構築している。
透明性	✓ ESG 投資を含む資産運用、スチュワードシップコードに基づいた取組について、受益者に対して、具体的かつ透明性高く説明がされている。 -資産運用状況委託先の開示、及び選定理由等が開示されているか。
実績	✓ 運用額における ESG 要素を考慮した運用額の割合が多い/ESG 要素を考慮したエンゲージメントを多く実践している。（委託している運用会社から報告を受けたエンゲージメントの実施件数）
インパクト 【重点項目】	✓ 投資先の事業やプロジェクトが及ぼすインパクトを把握し、そのポジティブインパクトの拡大やネガティブインパクトの抑制に向けて、投資行動や運用委託先のエンゲージメントを通じて、投資先企業の行動を環境・社会に対して好影響を与える取組に移行させている。 -自らのポートフォリオの影響を特定、エンゲージメントの成果の測定、インパクトの創出を目的に、ポートフォリオや投資行動の見直しがされているか。
新規性・波及性 【重点項目】	✓ 取組に新規性があり、さらに ESG 投資の拡大につながる可能性が認められる。 ✓ ESG 投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

①-2. アセットマネージャー部門

○概要

- ・ 資産運用・エンゲージメントにおいて ESG 要素を考慮するとともに、インパクトの創出を意図した取組を実践している取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 締切日から 2 年前までに実施した上記概要に関連する取組

(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで 2 年以上前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、2 年以上前に定めた内容も対象となります。透明性、実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は締切日から 2 年前までに実施された取組が対象となります。)

○想定申請者：アセットマネージャー（資産運用会社、プライベートエクイティ等）

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 要素（「E」を含むことが必須）を含む運用哲学や責任投資方針に基づき、投資方針を定め、投資行動、商品開発、エンゲージメント等が行われている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 関連の投資方針や実践内容が適切に開示されている。✓ エンゲージメントにおいて、評価方針や評価方法等が適切に説明されている。
実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 運用額における ESG 要素を考慮した運用額の割合が多い/ESG 要素を考慮したエンゲージメントを多く実践している。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 投資先の事業やプロジェクトが及ぼすインパクトを把握し、そのポジティブインパクトの拡大やネガティブインパクトの抑制に向けて投資行動やエンゲージメントを行い、投資先企業の行動を環境・社会に対して好影響を与える取組に移行させている。 -自らのポートフォリオの影響を特定、エンゲージメントの成果の測定、インパクトの創出を目指し、ポートフォリオや投資行動、エンゲージメントの見直しがされているか。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 取組に新規性があり、さらに ESG 投資の拡大につながる可能性が認められる。✓ ESG 投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

②間接金融部門

○概要

- ・ 間接金融部門では、ESG 要素に考慮した評価・審査、それらに基づく融資や支援等を積極的に行ってい る機関・団体の取組を表彰します。
- ・ サブ部門として「総合部門」と「地域部門」を設置し、それぞれの審査基準に基づき、受賞金融機関の選 定を行います。なお、サブ部門については、申請者自らが選択できます。

②- 1. 総合部門

○概要

- ・ ESG 要素を考慮した取組を通じて、特定の地域に限定されない社会課題の解決にむけて、取引先等に よる持続可能なビジネスモデルへの移行・構築をサポートする取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 締切日から 2 年前までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで 2 年以上前に定めている事項に基づき取組が行 われている場合、2 年以上前に定めた内容も対象となります。透明性、実績、インパクト、新規性・波及性 に係る項目は締切日から 2 年前までに実施された取組が対象となります。)

○想定申請者：銀行等

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレーム ワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ 融資や各種支援活動にあたり、取引先企業の事業活動により解決が期待され る ESG 関連の課題（「E」を含むことが必須）が重点課題として特定され、融資 方針等に反映されている。✓ 上記の方針等は国際的な目標の実現や課題解決に向けて十分な水準である。✓ 上記の方針等に基づいた活動を推進するプロセス及び体制が構築され、具体的 な取り組みがされている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 関連の方針や目標等について開示されるとともに、それらに基づく取組状況 を確認し、開示している。
実績	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 関連の目的を実現する取り組みの進捗を確認する合理的な指標が定めら れており、着実に進捗している。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 融資や各種支援活動において、取引先の事業やプロジェクトが及ぼすインパクト を把握し、顧客との対話を通じてポジティブインパクトの拡大やネガティブインパクト の抑制に向けて、その行動を環境・社会に対して好影響を与えるものに移行させ ている。✓ 融資全体（ポートフォリオレベル）でもインパクトを特定し、ポジティブインパクトの 拡大やネガティブインパクトの抑制に向けて取組を行っている。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 取組に新規性や独自性があり、その点が従来の融資における課題解決に貢献 し、ESG 融資の拡大に寄与している。✓ ESG 金融の拡大に向けイニシアチブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

②-2. 地域部門

○概要

- ・ 地域循環共生圏（ローカル SDGs）（※）の構築に資する、ESG 要素を考慮した地域金融機関の取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 締切日から 2 年前までに実施した上記概要に関連する取組

（ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで 2 年以上前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、2 年以上前に定めた内容も対象となります。透明性、実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は締切日から 2 年前までに実施された取組が対象となります。）

○想定申請者：銀行、信用金庫、信用組合等（その他協同組織金融機関、信用保証協会等を含む）

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ 地域循環共生圏（ローカル SDGs/持続可能な地域）の構築に向けて注力すべき領域や課題を特定し、経営戦略、融資方針等を定めている。✓ 上記の方針等に基づいた活動を推進するためのプロセス及び体制が構築され、具体的な取り組みが行われている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ 関係するステークホルダーを巻き込み、地域の特性に則した透明性を確保する取組が実施されている。
実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 地域循環共生圏の構築に資する上記の取組を増加させている。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 金融機関自身の取組あるいは、融資や各種支援等を通じて取組により促進された取引先企業の取組が地域循環共生圏の構築に寄与している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 取組に新規性や独自性があり、その点がステークホルダーの地域循環共生圏の構築に資する取組を気付かせ、開始、促進させている。 -地域内のステークホルダーへの波及、地域外の金融機関等への波及

*重点項目については、採点時に重視します。

※地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

詳細は以下を参照ください。

（地域循環共生圏：<https://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/index.html>）

③資金調達者部門

○概要

- ・ インパクトの創出を目的とした取組の資金調達において、ESG 関連の債券や融資を活用し、関連市場の拡大に貢献している事例や資金調達者の取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 締切日から 2 年前までに発行した債券や調達したローン等
グリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティリンクボンド、トランジションボンド、サステナビリティリンクローン、グリーンローン及びポジティブインパクト金融原則に則した融資等を対象として想定。
(対象期間内に複数回発行した場合、1 つの申請書でまとめて記載いただいて構いません。)

○想定申請者：企業、銀行・金融機関（調達※）、地方自治体、公社等

※銀行・金融機関に関しては、市場からの資金調達が対象

※申請は資金調達者単位を想定。複数事例がある場合は、各申請項目でどの事例の内容かわかるように記載をしてください。

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ 資金調達を行うにあたり、対象となる事業等が貢献する ESG 関連の課題（「E」を含むことが必須）等が発行体のサステナビリティ等に関する戦略、ビジョン等に位置づけられている。フレームワークが適切である。✓ 取組が継続して実施されるような体制づくり、仕組み化がされている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ 対象事業・プロジェクト及び目標に対する進捗状況及びインパクトが開示されている。✓ 上記目的を達成するために定められた取組について外部機関によるレビュー又は専門的知識に基づく内部レビューを受け、適切な評価を得ている。
実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 多額の資金を対象の金融商品によって調達している。 -対象事例の金額が占める長期借入金と社債残高の合計値に対する割合
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 調達した資金の充当対象事業等から追加的に生じる環境改善効果等、環境・社会へのポジティブなインパクトを特定しており、そのインパクトが大きい/設定した目標達成時に生じる環境改善効果が大きい。（追加性も重視）
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 取組に新規性や独自性があり、対象となる金融商品等の市場拡大や同様の債券・ローン等の拡大に寄与している

*重点項目については、採点時に重視します。

④金融サービス部門

○概要

- ・ 金融サービス部門では、ESG 金融市場の発展に貢献する金融商品の拡大や、インフラ整備を積極的に行っている機関・団体を表彰します。
- ・ サブ部門として「証券部門」と「保険部門」、「評価・情報サービス部門」を設置し、それぞれの審査基準に基づき、受賞金融機関の選定を行います。なお、サブ部門については、申請者自らが選択できます。

④- 1. 証券部門

○概要

- ・ ESG 投資の拡大に貢献する債券等の発行支援（引受）や金融商品の販売により、多くの環境・社会へのインパクトを創出すると期待される取組への資金供給を促進した取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 締切日から 2 年前までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで 2 年以上前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、2 年以上前に定めた内容も対象となります。透明性、実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は締切日から 2 年前までに実施された取組が対象となります。)

○想定申請者：証券会社、銀行等金融機関（発行支援、引受、投信販売等）等

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目】	✓ ESG 要素（「E」を含むことが必須）を含む債券等の発行支援（引受）及び金融商品等の販売に関する企業としての方針・戦略を策定。また、その方針・戦略に基づき体制を構築し、取組を行っている。 (環境・社会へのインパクトの創出を考慮されているか。)
透明性	✓ ESG 要素（「E」を含むことが必須）を含む債券等の引受及び金融商品の販売に伴い、投資家が資金使途の対象事業や金融商品について把握できるような取組を行っている。
実績 【重点項目】	✓ ESG 関連の債券等（「E」を含むことが必須）の引受金額及び件数が多い。 ✓ 関連する金融商品の販売額、あるいは全体の金融商品の販売額に占める ESG 関連の販売額が多い。
インパクト 【重点項目】	✓ 引受や商品販売を通じて、発行体及び関連する主体の環境・社会へのポジティブなインパクトの創出につながる取組を促進させている。また、促進した取組により生じた（生じうる）インパクトを把握している。
新規性・波及性 【重点項目】	✓ 取組には新規性があり、ESG 投資の拡大や発行体及び企業等のサステナビリティに関する取組の拡大につながっている。 ✓ ESG 投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

④-2. 保険部門

○概要

- 顧客の ESG 要素を考慮した取組を促進するための保険商品・サービスの提供及び関連する取組を表彰します。

○申請対象

- 締切日から 2 年前までに実施した上記概要に関連する取組

(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで 2 年以上前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、2 年以上前に定めた内容も対象となります。透明性、実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は締切日から 2 年前までに実施された取組が対象となります。)

○想定申請者：損害保険会社、少額短期保険会社等および関連会社（例：リスクコンサルティング会社等）

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 要素（「E」を含むことが必須）を考慮した経営戦略のもと、顧客の関連する取組を促進するための商品・サービス開発・提供を行っている。✓ 保険の引受業務を行うための方針・戦略等を策定している。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ 「目標・戦略・フレームワーク」の記載事項及びその進捗が適切に開示されている。✓ 顧客の取組を評価する場合の透明性が担保されている。
実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 社会的課題解決につながる商品・サービスの販売件数/販売額が多い。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 商品・サービスの提供及び関連する取組により、顧客の防災・減災や気候変動適応等に関する取組が促進されており、環境・社会へのポジティブなインパクトの創出に貢献している。✓ 促進した取組により生じうるインパクトを把握している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 顧客の取組を促進するための取組に新規性があり、さらに ESG 関連の取組の拡大につながる可能性が認められる。✓ 持続可能な保険や ESG 金融に関するイニシアティブにも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

④-3. 評価・情報サービス部門

○概要

- ESG 金融に関する情報提供により、市場における情報の非対称性の緩和に貢献し、ESG 投資の拡大に寄与している取組を表彰します。

○申請対象

- 締切日から 2 年前までに実施した上記概要に関連する取組

(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで 2 年以上前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、2 年以上前に定めた内容も対象となります。透明性、実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は締切日から 2 年前までに実施された取組が対象となります。)

○想定申請者：情報プロバイダー、評価機関、関連団体等

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 金融に関する情報提供あるいは金融商品及び企業の評価を実施するための方針・戦略に基づき体制を構築し、取組を行っている。✓ 特に、評価等における透明性を確保するための取組の実践や体制構築がされている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ 情報提供において他の環境・社会目的への悪影響がないこと等が無いことを確認している。また、その方法を説明している。✓ 評価手法及び評価結果について説明/開示している。
実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 提供している ESG 関連の情報を扱った企業/金融機関数が多い。✓ ESG 関連の取組を対象とした評価数が多い。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 関連の取組を通じて、評価や情報を活用する主体による ESG 投融資やエンゲージメントが促進されるなどにより、投融資先企業の環境・社会にポジティブなインパクトを与える取組が促進されている。✓ また、促進した取組により生じた（生じうる）インパクトを把握している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 上記インパクトを創出するための取組に新規性があり、さらに ESG 金融の拡大につながる可能性が認められる。✓ ESG 投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

3. 賞の種類と選定方法

(1) 賞の種類

本アワードでは、各サブ部門で金賞（昨年は1社程度）、銀賞（昨年は2社程度）、銅賞（昨年は3～5社程度）（※受賞企業数は、申請数及び評価結果に基づき確定させる。申請数及び評価結果によっては表彰企業・団体が無しの可能性もある。）を選定し、金賞、銀賞を環境大臣賞として表彰する予定です。

(2) 選定方法

本アワードでは、学識経験者及び環境金融関連の有識者から構成される「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン 選定委員会」（事務局を含む）において、応募内容を審査基準に基づき、1次評価をいたします。その後、受賞候補に絞られた申請者に対してインタビュー審査（2次評価）を行い、最終的な受賞企業を確定いたします。

① 1次評価

1次評価では、サブ部門ごとに定められている審査基準（「2. 部門概要及び部門別の審査基準」に記載）に基づき、申請内容を評価し、ESG 金融の有識者で構成される選定委員会を開催し、2次評価に進む金融機関・企業を選定します。審査基準に基づく申請内容の評価は選定委員及び事務局にて行います。

② 2次評価（インタビュー）

2次評価では、選定されたすべての金融機関・企業を対象に、インタビューを行います。インタビューは 2021 年 1 月中を予定しております。

(3) 選定委員会

選定委員会の構成メンバーは以下となります。下記の選定委員会において 1 次評価及び 2 次評価（インタビュー）を実施します。なお、環境大臣賞は、審査委員会の審査結果に基づき環境大臣が決定します。

＜委員長＞

北川 哲雄 青山学院大学名誉教授、東京都立大学特任教授

＜委員＞

荒井 勝	NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム 会長
栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長
富田 秀実	ロイドレジスター・ジャパン株式会社 取締役
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO
水口 剛	高崎経済大学 副学長 経済学部 教授
安井 友紀	国連環境計画 金融イニシアチブ (UNEP Finance Initiative) アジア太平洋コーディネーション・マネージャー
家森 信善	神戸大学 経済経営研究所 教授

4. 結果発表・表彰式

(1) 結果発表

各賞の発表は（2）表彰式にて発表いたします。受賞者には発表前に連絡いたします。なお、結果発表後に、受賞対象金融機関、企業等に重大な法令違反、過失等が明らかになった場合、受賞が取り消されることがあります。

(2) 表彰式

本アワードの選定委員会において、「環境大臣賞」として選定された場合、2021年2月24日（会場未定）にて開催する「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン 表彰式」へ出席していただきます。

5. 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

2020年10月2日（金）～2020年11月13日（金）17時

（郵送の場合は11月12日までに投函ください。）

(2) 応募対象・資格

次の①～④の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 対象とする取組に直接的に関与した、金融機関、発行体、評価機関、諸団体であること。
なお、取組内容に応じて、関与した金融機関、発行体、評価機関、諸団体による連名での応募は可能です。但し、連名で申請した場合でも、連名いただいたすべての機関・団体が同時に表彰されない可能性がありますので、ご了承ください。
- ② 応募内容に関連する、ESG 金融、サステナブル経営に関する取組内容がすべて非公開でない企業・団体であること（受賞決定後、受賞理由等で公表可能な一部の内容について公表を行う予定です。）。
- ③ 選定においては、インタビューでの評価を実施いたします。そのため、申請者はインタビューに対応できること。
- ④ 法令違反や、重大な懸念事項を有していないこと。

(3) 応募書類

- ① 以下のファイルを提出して下さい。送付先は下記の＜提出先＞を参照してください。
 - ・ 応募申請書 ※申請部門により応募申請書のファイルが異なります。
- ② 提出された応募書類は本アワードの評価以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は評価結果に関わらず返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費用や応募に要する経費は応募者の負担とします。
- ④ 同一企業・団体による複数の部門への応募は可能です。

(4) 応募書類の提出先

原則メールにて、書類の提出を御願いいたします。なお、応募書類を含むメール全体での要領が10MB以上となるなど、容量が理由でメールでの送付が難しい場合は、事務局に御相談ください。別途、送付方法をお伝えいたします。

応募書類を添付したメールの件名は、「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン 応募書類」として下さい。

メールでの提出が困難な場合には、下記提出先の住所に、郵送で提出いただくことも可能です。

＜提出先＞

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 金融コンサルティング部内

ESG ファイナンス・アワード・ジャパン事業事務局 新美、市原、小熊坂

Mail : 2020-esgf @nri.co.jp

TEL : 03-5877-7357

- ※ 資料に不備がある場合は、評価対象になりません。募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ※ 郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕を持って送付して下さい。
- ※ 応募者の個人情報は、本アワードの評価及び運営に必要な範囲内で利用し、第三者へ提供することは一切ありません。応募者の同意なく、利用目的を超えて利用することはありません。

(5) 選定結果の連絡

選定された応募企業・団体へは 2021 年 2 月 24 日の表彰式に先立って 2021 年 1 月下旬ごろを目途にご連絡いたします。表彰式への出席者の調整やプレゼンテーションの内容等について相談させていただきます。

選外となりました応募企業・団体についてもご連絡いたします。

(6) 問い合わせ

本アワードに関する質問・問い合わせは、2020 年 11 月 13 日 17 時までに、5（4）応募書類の提出先までお願ひいたします。受け付けた質問及びその回答については、個別に回答いたします。